

【参考1】

最低賃金について

1. 適用

沖縄県最低賃金は、沖縄県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢等の区別なく適用されます。

2. 金額

次の金額は最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働手当

【参考2】

沖縄県最低賃金の過去6年の改正状況

	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
最低賃金額	627 円	629 円	642 円	645 円	653 円	664 円
引き上げ額	9 円	2 円	13 円	3 円	8 円	11 円

【参考3】

最賃法4条第1項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

最賃法40条

第4条第1項の規程に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係る者に限る。）は、50万円以下の罰金に処する。